



検討いたしまして、関係方面と折衝いたしました際にも、映畫料金の統制撤廃を含めて審議に上つたのであります。そのときも、大衆の生活から離れて離すべからざるものであるといふ見解がら、残念ながら統制廃止に至らなかつたというやうな、きさでございました。またもう一つの困難な点いたしましては、農業バリティー指數の計算をいたします場合の一つの要因に数えられておりました。これは農民の娛樂の中の代表的なものとして映畫があげられておりました。これの上がり下りが、ただちに農家の生産するものの價格に響く、従つてもう一つは消費者の側から見まして、主食の購買をする労働大衆の生活にひつかかるところ、めんどうな問題、その問題をどう調整するかという問題が、現在の物價統制上実はめんどうでございますので、現在の状況下において、統制をはずすことの可否、もう一つは今のバリティ計算に入つておりますので、その点をどう調整するかというやうな問題からいたしまして、ただいませきつかく検討中でございます。そして物價統制としては、一五〇%もの高い入場料がございましては、もし統制をはずして、ただちに非常な値上がりになるというようなことは困りますので、また再統制をせざるを得ないために陥つたというようなことでは申訳がありませんので、税の問題ともあわせまして、しあげることのできないのを、まことに遺憾に思います。ただいまの私たちの考えておりますことを申し上げまし

○野村委員 大衆性を持つておること、は、映畫において特にそうだろうと思うのですが、しかしこれは撲滅税でありますので、私ら民主自由党の立場といたしましては、國民の要望に沿つて、臨時中から行つてあるありゆる統制に対しても、可能のものから、時間的に範囲内で、一つへはすしたいといふ考え方を持つておるわけであります。今もお話をあつた統制の緩和の中にこのことが考えられたということですが、私はいまだにこのことが残つておることを、非常に了解に苦しむぐらいであります。今後段の御説明にありますように、この部分は考へられるのであります。しかしこの物價の統制とは性格が違うのですから、私はことさらに統制をもててあそんでこれに行くことは、どう考へても納得ができない。あらゆる統制の前に、かような統制は認められることはよそ不必要なものであるところ、差し控えるので、せつからく政府当局においても大体の考え方としては、実情をお認めになつておられるし、すみやかにこの料金の統制をはずされることによって、入場税の軽減の問題も実現する見通しがつくのであります。先般來からこの問題に対しても質問をいたし、結局その必要と妥当性は認めておられるのですが、結論において地方公共團体における財政、こういう点から稅收減にならざるといふ一つの把憂から今日御出席をいたいたわけです。ただいまの御説明によつても、なおかつこの統制を存続して行かなければならぬと、いうことは納得ができない。日本が置かれておる今日の実情から見ましても、相当努力しなければならぬ面もあるう。とく

あれ最近再開された遊興飲食税だけが一五〇%しかもただいまのお話のように、大衆が生活と切り離すことのできない、こういう健全娛樂に対して、なおかつ禁止的な一五〇%を課すると、いうことは、貿易が再開して、外國映画なりがどんどん輸入されるといふ折柄に際して、現在のように映画一本製作するにしても、千五百万円もかかるという現段階において、とうていこれは太刀打ちができない。こういう点から私はこの統制はすぐに撤廃するよう御努力を願いたい、かように考えるのであります。同時に今特別料金の制度がありますから、これらを活用して行きますならば、私は稅收減にならぬかと思う。最近証紙の問題も出ておりますが、地方によつては稅徵收のいろいろな技術方法等によつて、三割程度の稅收を見計るところもある。とにかく関係業者なりに、この徵稅に対して努力を求められるならば、私は一〇〇%の稅率に引下げて、なおかつ稅收減にならぬかということの確信が持てるわけであります。このことはすでに議論の時期でないのでありまして、國民識者間における常識であるとさえなつておる。しかも同種の放送、雑誌、新聞等も無稅であります。他面この博物館とか動物園、植物園の入場稅等も問題になつておりますが、文化國家として更に建するには、無稅で行こうという考え方さえ持つておるわけですが、今日における地方公共團體の財政を考えて、一〇〇%程度でこの映画演劇に対しても忍んで行きたいという考え方を持つておるのであります。政府の方もわが黨なりがどうして輸入されるといふ折

○谷口委員 今野村委員の質問に対するお答えでは、映画料金の統制撤廃ができないのは、特に農民の生産するいわゆるバリティー指数を守つて行くためには、主として農民の娛樂機関として、映画を利用する率が非常に多いから、その面からもちょっと撤廃ができないというようなお説であつたのですが、これは私そうだらうと思うのであります。ところで今度の地方税の一改正案の中に、地租及び家屋税の増徴の改正点があるのであります。その地租及び家屋税の増徴をやるにつきまして、木村國務大臣の説明によりますと、これは土地を持つておる者もしくは家屋を持つておる者、つまり地主、家主に対する負担になつてゐるわけでありますから、これに対する、裏打ちとして、地代の引上げもしくは家賃の引上げが考慮される、こういふことを言つておられるのであります。いくらくらいに上げられるか、まだ確実に聞いていないのであります。されども地代が上がる。この場合に私がおども非常に問題になると思ひますのは、小作料が止るということであり、また家賃が上がるということになります。そうしますと、農民の生産する農産物の價格統制の上からいつて、映画の入場税を自由にすることすら、大きな影響を持つといふ物價廳の考え方からけであります。当然今の物價廳の御意見からでは、これは農民の生産する生産物のバリティー指數に大きな影響

興えるものとお考えになるならどうと思  
いますか、どういうふうにお考えにな  
るか。つまり農民の小作料が上がるとい  
う点、あるいは都会地の借家人の家賃  
が上るという点をどういうふうにお考  
えになるか、お聞きしたい。

○谷口委員 現在の地代、家賃の  
問題でございますが、地代、家賃の問  
題は、ただいま仰せの通り、これが上  
つてわれらへの生活に響くではないか  
というお説でござります。もちろんそ  
の通りだと思います。ただ現在の地  
代、家賃はほかの物價に比べまして、  
アンバランスになりまして、非常に低  
く過ぎております。むしろあまりに低  
いがために、庶民の住宅等を建てて不  
貸する人がないというような問題にまで  
なっておりますので、今の安いのをト  
り得てはいけないということの面だけを  
とらえまして、考えるわけには参らな  
いのではないか、かように考えておりま  
す。世の中のいろいろな物價がバラ  
ンスをとつて、おのずからなる平衡状  
態に達しませんでは、かえつてそこか  
らいろいろな問題が起りますので、そ  
なりに低く過ぎるとのことのごさ  
りますれば、もう少し上げてもいいと言  
つてはどうかと思いますが、現在は主  
常に安過ぎる。そのためかつて問  
の面の問題があるのです、こういふこと  
を御認識いただいたらと思いま  
す。

○谷口委員 どうもただいまの御答  
えは、少し了解しがたいのです。  
一般の國民の生活に影響を及ぼすと  
常にお困りの問題があるのです、そ  
うことも言わますが、私のお尋ねす  
ておるのはそうではなくて、映画の製  
金を上げることと、農民の生産率を  
生産物の現在の價格統制に影響を及ぼ  
ます

--	--	--	--	--

すという点から、上げることはできな  
いという、それほど嚴重に各方面のこ  
とを考慮して現在の農産物の價格がき  
められておる。この價格に対し直接  
影響する小作料の値上げであるとかい  
うようなことは、これは理論上から言  
いましても、實際の問題といたしまし  
ても、重大な影響を及ぼす。つまり物  
價廳のとつていらつしやる方針に破綻  
を來すことになる。この点について、  
どうお考えになるかということを私は  
聞いておるのであります。今一部分だけ  
を見て論することはいけないといふ  
ふうにおつしやつたのでござりまする  
が、一部分だけを見て論じていらつし  
やるのが、物價廳の今の御説であります  
して、私どもは全体の立場に立つて、  
現在の農民の生産する生産物の價格統  
制といふものを見ておるのであります。  
安いことはよく承知しております。米  
の値段、政府買上げ價格が一升三十六  
円にもなつておるときに、現在の小作  
料は御承知のように反につき大体七十五  
五、六円前後になつております。これ  
は一石七十五円で小作料を計算して、  
そして金納にすると、例の農地改  
革のときの規定に基きますので、大体  
高いところで九十円くらいになるが、  
七十五円以下のところもあります。そ  
ういう小作料なのであります。これは  
御承知の通り、もう地主さんは土地を  
持つておるということから、つまり小  
作料によつて得るという經濟的な利害  
は、まつなげないことを承知してお  
り、經濟的な行爲としての土地を所有  
するということが、全然成立しないとい  
う基礎に立つて、日本の農地改革が

なされておるわけであります。従つて小作料が安いといふ問題について他、物價から見て安いといふようなことを、経済行爲として考えることは間違いでありますて、もはや土地を持つてゐる地主さんは、地主であるといふような立場で生活ができるまい。收入も何もないといふふうに、もう抑圧されてしまつておるのが、土地改革の基本的條件だと私どもは思うのであります。

けつこうであります、家賃の問題では、戦後新しく建設した家の家賃は、それに要した資材その他が、当時の統制價格によつて計算されて、建設費に対する何パーセントといふうにして家賃がきまつております。戦争以前の古い家の家賃は、それまでの家賃を基礎にして非常に低く抑えられている。こういうふうに家賃の面でも二種類あるのであります、が、家屋税の値上げつまり賃貸價格の改訂がなされ、さ

この点は御指摘通りに思つております。こういう問題についても、今後研究しなければいけない点だと考えております。

○谷口委員 家賃の非常に安いこと、それから小作料の安いことは、他の物價とアンバランスだというふうなおつしやり方をなされるのであります。これこそ部分的な考え方であります。現在の物價体系全体の中で、家賃もしくは小作料が、ほとんどそれから

さないと考へております。  
○中島善見長 先ほど野村君の質問の  
入場税軽減、入場料の統制撤廃といふ  
問題であります。これに対し多少の  
補充でお尋ねしたいと思います。  
ただいま菅野政府委員の説明によりま  
すと、大衆的娯楽であるから、統制を  
撤廃することに對しては困難であると  
いう御意思のようであります。一体制  
どもは現在の映画、演劇は日本の現状  
においては最も必要なことであり、

うと状況などをまじうの

に小作料の値上げに及ぶということになつて来ると、この農地改革の根本方針である、つまり農村における地主的土地所有を一掃して、働く農民に土地を與えて、そして日本の農業改革をやるという、例の農地改革、農業改革の根本的な基礎が破壊されることになつて、こういうふうに私どもは思うのであります。まして、今の御説明ではどうも納得行かないであります。そのところをもう一度御説明願いたいと思います。

らに家賃の改訂がなされるというよくなことに、よりて、これもやはり一般の国民生活全体に及ぶのであります。物價亂としてはやはり家賃を抑制してい持するためには必要なところからなさいと、いふことでも、現在の物價体系を維持するのでありますから、それが崩れわてることに対する対策としては、物價廳の方で最も御意見があるだらうと思ひます。その点についてお尋ねいたします。

○菅野政府委員 大だいまの家賃の問題は、先ほど申し上げました通りに、現状を見ますと、非常にほかの物價にくらべて安過ぎるよう思われるのですが、ございまして、この点は全体のバランスをとるという意味で、将来急激な差異をさせるようなことは、とるべきかざさることであるということは、十分分知しております。逐次一般の物價にござい方にだんづくと少しづつ行くといふような方法で行かなければいけないものだと思つております。それから御議論の中にございました、古い家新しい家の問題、これも御指摘の通りでございまして、現在の物價統制の方法が効用主義で行きませんで、原價で行つております関係で、あいつたよくなことになつておりますので

経済的な利益が上らないほど抑制さるとして、従つてそれができているのであります。ただけ切り離してバランスがとれないと、いのうような考え方から、これを私どもは指摘しているのであります。むしろ上げされるとすれば、現在の物價体系の根本が、その点から崩れて來ることになるのじやないか。それを私どもは、価値の方が部分的に物を考えで、その点だけを注視して、安いから上げる……。この安い点が、他のものがいやくちやに高くて、わずかに國民生活あるいは農民生活が、非常な困難な状態にありながら、今までとにかく保つて來たのである。ぎりぎりのところに來ている。そのバランスを破つてしまふならば、その破つた点が小さな家賃でも、全部が崩壊しなければならないほど、それほどぎりぎりのところに物價政策が立下されている。いうときには、こういう重要な値上がりがなされるということになれば、國生活が破壊されることになりますが、その点はどうか、こういうことを私は言つてゐるのであります。

示すは、現在の経済情勢の関係で、これは何となれば、現在の映画、演劇の状況は、現在においては、なんなことは、議論を要さないことです。なるべくこれが発達を希望しておる。問題は、入場料を引下げようとする意思が、統制を撤廃してもらいたいという意思に延長されるわけなのです。だいま普野政府委員のお話通りであります。入場料を低下して、そのたゞに地方財政になお一段と苦痛を與えることは、現在においてはどうか、このことは、現在においてはどうか、このう意味も、統制が撤廃されれば、これに大衆的娯楽よりは進んだ、優秀な映画のよくなるものもできて、一般に供し、それによつて、自然入場料の額なものが相當にできるのじやなか。その結果としては、入場料引下の部分に対して補充されるのではないか、こういうふうに私ども考えていいのであります。そこで一般の映画組合の方の状況を見ますと、かりに五割のものを十割に低下すれば、そのだけの税の低下された分だけは、入料を下げるといふ機運であります。

だ闘。場れ十のけけるいげい高提映こうるめあたあいすい

○中島委員長 ただいまの谷口君の御質問は、地租の値上げに關係があると思ひます。物價騰の方でその点答弁がないと言われば別であります。が…。

○谷口委員 民主自由党の諸君はどうも発言を抑制するというようなことは上ろしくないと思うのであります。これは物價騰の方にお考へ願わなくて

いうふうな方法で行かなければいけないものだと思つております。それから御議論の中にございました、古い家新しい家の問題、これも御指摘の通りございまして、現在の物價統制の法が効用主義で行きませんで、原價義で行つております關係で、あいだのようなことになつておりますので

うじうときには、こういう重要な値上がりに物價政策が立ちむかへてゐる。ところに物價政策が立ちむかへてゐる。うじうときには、こういう重要な値上がりがなされるということになれば、國民の生活が破壊されることになりますが、その点はどうか、こういうことを私は言つてゐるのであります。

○菅野政府委員 ただいまの家賃の問題については、しかし重大な結果を

民、問はるけの映画の現状と関係で、この状況は、現在の経済情勢の関係で、これは何となれば、現在の映画、演劇のもの十割を低下すれば、そのだけの税の低下された分だけは、入料を下げるといふ機運であります。そこで一般の映画組合の方の状況を見ますと、かりに五割のものを十割に低下すれば、そのだけの税の低下された分だけは、入料を下げるといふ機運であります。

だ闘。場れ十のい

○川西義員 今の谷口君の御質問は、非常に重要な問題でありますて、物價問題と多少関係がありますが、直接の關係は、どつちかと申しますれば、農林省当局との質問によつて明らかになる問題でありますから、この点はあとまことにして、直接の法案と関係ある質問を続行されたいと思います。

現状を見ますと、非常にほかの物價に比べて安過ぎるようと思われるのですが、ございまして、この点は全体のバランスをとるという意味で、将来急激な昇をさせることはない、とおべかさることであるということは、十分知しております。逐次一般の物價にござる方にだんづと少しづつ行くこと

ちやくちやくに高くて、わざかに國に近い生活あるいは農民生活が、非常な困難な状態にありながら、今までとにかく保つて來たのである。ぎりぐのところに來ている。そのバランスを破つてしまひならば、その破つた点が小さな家賃でも、全部が崩壊しなければなくなるほど、それほどぎりぐの

画のようなものもできて、一般に供し、それによつて、自然入場料の額なものが相當にできるのじやなか。その結果としては、入場税引下の部分に対し補充されるのではなく、こういふうに私ども考えていたものでありますから、入場税の引下に半つて、特別の機器を希望するわ

# 提髙いいけいげるする

に小作料の値上げに及ぶということになると、なつて來ると、この農地改革の根本方針である、つまり農村における地主的土地所有を一掃して、働く農民に土地を與えて、そして日本の農業改革をやるといふ、例の農地改革、農業革命の根本的な基礎が破壊されることにならぬ、こういふふうに私どもは思うのであります。そのとおりで、もう一度御説明願いたいと思ひます。

國民生活全體に及ぶのであります。物價騰としてはやはり家賃を抑制していくこと、いふことを、現在の物價体系を維持するためには必要なところからなさよけているのでありますから、それが崩壊して來ることに対するは、物價騰の方でも御意見があるだらうと思います。その点についてお尋ねいたします。

経済的な利益が上らないほど抑制され、物価体系ができていることが前提となつて、物価体系ができているのであります。従つて、それだけ切り離してバランスがとれないと、いいうような考え方から、これを上げるとすれば、現在の物価体系の根本が、その点から崩れて來ることになるのじやないか。それを私どもは指摘しているのであります。むしろ時価論の方が部分的に物を考えで、この点だけを注視して、安いから上げる……。この安い点が、他のもののが

んなことは譲諭を要さないことで、なるべくこれが発達を希望しておる。問題は、入场税を引下げようとする意思が、統制を撤廃してもらいたいという意思に延長されるわけなのであります。地方財政の困難なことは、だいま普野政府委員のお話の通りであります。入场税を低下して、そのたゞに地方財政になお一段と苦痛を與えことは、現在においてはどうか、こゝいう点も、統制が撤廃されれば、こゝに大衆的娛樂よりは進んだ、優秀な

映とうるめあたあいすいめ

なされておるわけであります。従つて小作料が安いという問題について他、の物價から見て安いといふようなことを、経済行爲として考へることは間違ひであります。もはや土地を持つてゐる地主さんは、地主であるといふうな立場で生活ができるない。收入も何もないといふふうに、もう抑圧されてしまつておるのが、土地改革の基本的條件だと私もは思うのであります。地租と直上位するといふ点から、さら

けつこうであります。が、家賃の問題でも、戦争後新しく建設した家の家賃は、それに要した資材その他が、当時の統制價格によつて計算されて、建設費に対する何パーセントといふうにして家賃がきまつており、戦争以前の古い家の家賃は、それまでの家賃を基礎にして非常に低く抑えられている。こういうふうに家賃の面でも二種類あるのであります。が、家屋税の値上げ、つまり賃貸價格の改訂がなされ、さ

この点は御指摘通りに思つております。こういう問題についても、今後確  
めた問題として、十分研究しなければいけない点だと考えております。

さないと考へております。  
○中島委員長 先ほど野村君の質問の  
入場税減輕、入场料の統制撤廃といふ  
問題であります。これに対して少く  
補充してお尋ねしたいと思います。  
ただいま菅野政府委員の説明により  
すと、大衆的娛樂であるから、統制を  
撤廃することに対しは困難であると  
いう御意思のようであります。一体私  
どもは現在の映画、演劇は日本の現状  
においては最も必要なことであり、

こ狀松とをましりの

なんだ入場者が減つて來ております。料金を下げて、大衆の入場を求めるよういう機運が相當に濃厚なのであります。これは各映画組合がまとまってそういう希望を持つて來ているのであります。統制を撤廃しても、大衆娛樂は対する負担を増すことはないと考えるのであります。そういふ意味において、さらに一段と物價騰りしたことを伺いたいと考えております。そうしてその問題を解決したいと思う。重要なことでありますので、でき得れば政府委員から、もう少しはつきの方の決心を伺いたいと考えております。

点の料金の決定基準をここにおいておるかということを伺いたい。  
○審議政府委員 大だいまの統制額をきめますときには、映画館の收支の状況を計数的に見ましてきめたわけであります。従いまして都会地と地方との段階はさりますが、都會地はおおましてもいろいろな映画館がある。地方においても設備のよしあし、その他みな條件が違うということを考えますと、お説の通りでありますて、一本にすることにはむりがあるのでないかというお話はその通りだと思います。そうして全体の統制撤廃ということが非常にむずかしいいたしますならば、特殊なロード・ショーでありますとか、特別の嚴重な定員制でやつておりますものとか、非常にほかの館に比べて高級な施設を持つておる、よいサービスをするというような館の分だけでも、統制を廢止したらどうか。それなら全体を廢止するというよりは早く行けるのではないかというようなことも考えておりますので、その点もつけ加えて申し上げておきます。

爲をやらなければならぬ、こうしたことはこの業界を改善する上においても、あるいは映画、演劇を改善するにおいても、同じ一つの出し物、あるいは映写をするにおいても、千人の入場者を収容される建物でも、わざわざ三百人であつてもやはり約束通りこれを上演しなければならぬ。それがために、結局われくが計画し、希望した税収が望まれない、達せられないというような結果にもなります。これがひいては根本の問題は、いわゆる入场料金の統制こそが、この税収の改善の根本問題であると私は思う。この意味においては特に望む。それから特に主張したいのは、今日の映画にしろ演劇にしろ、これを改善するには一にかかつて料金に求めなければならぬ。ほかの方にども收入を求められない。そうしてみると今たび／＼申し上げるようになりますけれども、とにかくよいものをこしらえるにしても、よいものを出すにしても、料金がくつづいてまわる。この料金にただちに税金の十五割といふものがついてしまう。これでは手も足も出ない。まったく形式的な一つの結果になつてしまふ、そういうふうに思いましたので、特にこの点を考慮して、また一般觀賞者に対しても安く見せたいという、ほんとうの親切があるならば、「一刻も早くこれは統制撤廃をさせがけしてもらいたい」と思います。

な改正を加えることとしたとしております。“とありますので、物價廳と地方財政委員会との間にお話があつたと思ひますが、どういうふうな方法で、幾らくらいの額を地代、家賃に對して改正するかはつきりお尋ねいたしたいと感ります。

○菅野政府委員 現在の地代、家賃は、先ほど申し上げましたように非常に低いです。税が上りました際に、その税の吸收して負担する部分がないと認められますので、この法律がきまりますならば、その税の部分だけ地代、家賃に織り込むという方向で行きたいと考えております。

○立花委員 我の部分だけと申しますと、全部の税ですか。今度新たに上る部分だけの税ですか。

○菅野政府委員 新たに上る分だけです。それを現在のに賦課するわけですね。

○久保田委員 私地方財政法の一部を改正する法律案に対しましては、どの点を調べてみましても賛成のできる点はないのであります。全面的にこの改正法案に対しましては反対です。ところが物價廳等もいろいろ考へられた、と想ひますが、五十條の一項にあります都道府縣における四百五十円を上一百円、また百七條の一項の市町村民每の四百五十円をこれまた七百五十円、地租を百分の百を百分の二百五十、を上だいま立花氏から質問されました家屋

税の百分の百二十五を百分の二百五  
に、そういうお答えがありましたが、  
私はこういうことをあわせて、百三十  
條と四十七條の住民税あるいは入場税  
等に対する問題を一括してお尋ねした  
いと思うのであります。先ほど野村さ  
んから民主自由党という言葉を使われ  
まして、この入場税等の問題に対しま  
して反対の御意見がございました。本  
委員会いたしまして、いつの場合で  
も委員会では反対されておりまして、  
本会議に出て参ります場合において賛  
成されるというようなことが住々なの  
であります。おそらく本委員会で、民  
主自由党として反対されましたその問  
題に対しましては、本会議にこの問題  
が出ました場合においても、これは反  
対されることと私は信じております。  
よつてただいま立花氏が質問されまし  
た等の問題に対しましても、政府は百  
分の百二十五を百分の二百五十にする  
という、あまりにも漠然としたその答  
弁に対しましては、われくは堅然と  
してあととの口が聞けないような感じが  
するのであります。ですからこういつ  
たような問題等に対しましても、われ  
われにもつと納得のできる、もつと親  
切なお答えを願いたい。私はいろいろ  
今申しましたような問題をあげて、こ  
まかく質問して行きたいと思うのであ  
りますが、時間等の関係もございます  
ので、ただいま申しました点を一概お  
答え願いまして、あとの質問に入りた  
いと思います。

○河原委員　ただいまの久保田君の御発言に対しても反対したいと思います。ただいま久保田君は、民主自由党は委員会において賛成していないが、本会議において反対する、もしくは委員会において反対する、かような発言でありました。が、私は議会に出まして以來、委員会において賛成して、本会議において反対する、もしくは委員会において反対して、本会議において賛成する、党を代表した本議場の意見として、さようなことは一回もしないのです。それで、どうか往々あると言われる以上は、「へんや二へんではないと思いますので、さそその実例を御明示願いたいと思います。なお野村議員の先刻の発言中、民主自由党を代表してといつたふうな言葉もあつたのであります。が、私どもも党議できましたとも承りませんし、またこの委員会の民主自由党の関係機関に詰つてきめられたといふことも承つておらないのであります。これは私がまだ承つておらぬかも知れませんが、もしさようなどともないとすれば、その点も明らかにしたいだきたいと思います。

りません。委員会においてどう申したのです。それは地方行政委員会であるやら、文部委員会であるやら、何委員会であるかわかりません。そういうようなことが往々あると、どうことを申し上げたのであります。

それから先ほど私いろ／＼お尋ねしましたのに、政府のお答えは一言触れられただけでございますが、それでいいのですか。私はもつと先にお尋ねしておるのでですが、それ以上わからないのですか、それをお答え願いたいと思います。

おをしておりますと非常に時間がかかりますので、一括いたしまして、これらの方の問題に対するわれ々の考え方とあなたの方の考え方と、非常に相違がありますから、この点に対しても御答弁を願いたい。以下私はいろいろ申し上げましたが、そのことを繰返して申しません。先ほどお尋ねしました範囲においての御答弁を願いたいということを私は言つておるわけであります。

○河原委員 しいて苦言を弄しておるならば、苦言を弄しておるということをあやまつたらどうですか。

○中島委員長 久保田君、河原君からはあなたが漠然とおつしやつたということに対して事実をあげてくれといふことを要求しておるのであります。事実がわかりますか。事実があればここでそういうことを…………。

○久保田委員 委員会の言論は自由でございますが、それは委員同士の質問討論をやるのはございません。例をあげてと申されれば、また別の機会に、私はみずからお話を申し上げてもいいと思います。

最も重要な関係のある地代家賃、これが実際に價格の中に必然的に入つて来る大きな問題なのであります。それがいくらぐらい値上げを見込まっているのか。さいせんお話を入场料の値上げの場合に、一体農民がいくら映画を見て、それがいくらパリティ計算の方に織り込まれているのか。この方は放置しておきながら、家賃、地代はもう了解をつけて上げることにして。この間に矛盾があるのではないかと考えましたから、その具体的の数字を御説明願いたいと思つてお聞きしたのであります。それをお聞き願いたい。

題についても研究をしなくてはいけない、その調整をどうするかの問題が、ついているということを申し上げたりでございます。それから地代家の問題は、公定賃賃價格もまもなくござりますし、私手元にその資料をつておりませんので、ただいま当該坪いくらというとのお答えができるのはまことに遺憾でございますが、その問題は数字を見まして申し上げたいと思います。この法律がきまらないと実はきまらない問題でございます。

○立花委員 それは逆です。そんなまいなことで地代家賃の値上げとうようなことを了解されたのですか? 「地代家賃の統制額に対し本措置」と時に必要な改正を加えることとしたております」とはつきりこの説明書書いてあるのですが、そういうあい的な根拠でおきめになつたのですか? ○菅野政府委員 申訳ございませんが、ただいま手元に数字を持つておないので、申し上げられません。

○立花委員 それでは今持つていなかつたのですか。

○菅野政府委員 もちろん、一度角度から検討いたしまして、そういうことになつたわけでございます。

○立花委員 ではさいせんの入场料金

のうのにはテ。すいらん。まにし同。いあ。いた、なの持で質も頃な間在向

問題は、バリティ計算の方でどのくらい

○菅野政府委員　パリティ計算をする場合の品目がずっと並んでいるわけで、いるのですか。

ござりますが、その中に農民の娛樂としてあがつておるわけじゃないます。

○立花委員 大からそれを数字的にペーセンテージ的に言つてください。

が、ウエイトをかけて計算して出るわけでありまして、詳細は私の方の主管ではなく、第二部の方の主管になつて

おりますが、ただその中に入つておりますので、その問題も考慮の外にすることはできないということを申し上げたのでございます。

**○立花義興** おそらく入場料の値上げなんかは、何千分の一ぐらいのウエダ博士しかないと、その問題をたてておる。

はとて、入場料の割引を肩でこなす  
いと言ひながら、片方非常に大きな  
エイトのある地代家賃の値上げを軽く  
にきめられると、少々とよやく矛盾がよ

のではないかと思うので、それについて根本的に御説明願いたい。

説明には明らかに地租及び家屋税の値上げで、八十億の増額を見込むといふことを書いてある。八十億という全生産の二分の一によつてゐる。これば、ペリ

のれくがは「きりある。これがハリコリ計算あるいは物價の問題について考  
査がないとは言えぬ。個々の数字がよ  
からぬからわからぬというのは逃げ  
上であつて、全体の数字がわかつて  
る以上、その点が物價の問題にどう

多いのであります。私ども当委員会としては、政府がすみやかにこれが処理

をすることが適当ではないかと考えるのであります。政府はこの交渉に對してどういうお考えを持つておるか、それを大蔵省の立場からお答えを願

たいのであります。

結果、いろいろと不足が出ておると  
うようなお話を聞いております。ま  
た個々の團体についてみると、余計な  
府縣もあるというふうにも聞いてお

のであります。この点につきまして、委員長の言われましたような金額が不足であるというお話を聞いております。

は、総選舉の予備金を出す際におきまして、内閣において声明をいたしましたが、第もありますし、ただいままだちばん

正子算はどうなことは考えておりませんが、でき得れば適當な機会善処するよう努力いたしたいと考えております。

○中島委員長 もう一つ統いてお尋  
したいのですが、適当な時期  
善処したいということは、これは次  
國会にはこの補正予算を出してこれ

○河野（一）政府委員 各府縣におき  
ては、この問題を解決するための具体的な  
方法を考へるといふ點で、その問題を解  
決をはかるといふ具体的なお考え  
あるかどうか。

して委出せられました結果を  
細に検討して参りたいと思うのであ  
ります。何しろこの経費というものが  
々の團体の状況によつていろ〳〵違

ことはもちろんありますか、一般経費との関係その他も十分勘案いたしまして、ただいま次の國会がいつとちふらこは予定しがたいのであります

りますから、國は極端な  
て、そうしてこれらのも

会において整理することが、私は現在のところは、当然だと思うのですが、どうもしたいことをただ一方的に金が多かつたからとか、そういうふうに思ふ頃類というも

は終つたの  
でまだ調査  
あります。  
からといふのじやなくして  
情をあなたの方で調査する  
のでありますから、調査  
やがて二三、うちつど九月

私はよいのじないかと困ります。但て、そうちて一方的に國の事をしてはい

類に対しま  
かかつた。  
ることは、將來の政治の上に  
果を見るのではないかと申  
ることは私の意見であります  
であるとい  
る。あるい  
うことをさせることに冷酷

のでありま  
と言えばその  
も一定の基  
し政府委員からお答えを頂  
だと思うのであります。  
**○河野（一）政府委員　國泰**  
の意見又の問題であります。

は性質上國でやるべきも  
ま國の予算なり、あるいは  
通じた補助なりで支弁す  
ることは多少調査  
しておりま  
ること

わけであり、  
いうふうに割切つて考え  
現在の國費、地方費の負  
担の伺いした  
その使用の監督といつた  
きておらぬのであればし

村というも  
に私ども考  
ういう建前  
つて國家的な仕事をす  
て、一定の基準をもつて  
おいてやつていただきた

よくとする  
うな考え方をするのが  
してはやむを得ぬと考え  
従いまして無理な負担を  
しつけるということは毛  
頭覚があるのである  
一体國の仕  
しるのであるのであ



二十四年度の予算にも、あるいは二十一年度の暫定予算にも政府は出していない。そうして今になつて補正予算があるときに、これもはつきり出すかとうと思つていろ／＼やつたが、金がない。かつた、こう言つておる。われ／＼が政府の誠意を認めてそつと二十一年度の予算にすぐ出すようにと要望したのにこれをやつていい。いまにいつ拂うかはつきりしない。これでは誠意もくそもない、拂わぬ氣である。こゝではつきり拂うといふことを言わなければいかぬ。こことのところを政府はつづつおつて金を拂わぬ、これがもし工場であれば、すぐ労働基準法でやられるような問題です。

○谷口委員 ただいまの谷口さんの御質問は、もつともございます。実

はこの問題については、私どもも地方の方から非常に熱烈な陳情を受けて、

地方の事情には同情いたしておるのであります。大蔵省は大蔵省でまた各地

省の態度を信頼して、実際の数字を出していくだけで、これをぜひ拂つてもうようやく、地代についてもあくまで努力いたしたい、かのように存じておりますから、どうぞその点は御了承願

○谷口委員 この問題についてはもうやめたいと思います。これをやつておると何かひつかつてしまつて、きよう審議する大事なことがやれませ

んので次に入りますが、地租及び家屋税の値上げについての小作料及び家賃の値上げの問題は、これはどうも考えてみますと、八十億という増徴になつて、これが家賃及び小作料にまわることは明らかになつたわけあります。

このために物價体系が破壊されるといふ点につきましては、物價廳も地財の

方も、何ら考えていないことが明らかになつたのであります。そういう点で、家賃及び小作料の値上げという問題は、現行の物價体系からいつて当然

できないと思いますから、撤回していただきたいと思うのであります。

それからその次の問題であります

が、住民税の値上げ、これも非常に私どもは不当だと思いますが、特に事務的質問をいたしますと、住民税のう

ちで、課税対象になる範囲は廣げられまして、権利能力なき法人もしくは財

團にも課す、つまり言いながれますと、

労働組合、農民組合、文化團体あるいは青年團婦人会というようなもの事務所、支部に至るまで、住民税の課税

対象になるわけでありますが、こうい

う民主主義運動を抑圧するようなやり

方を撤回する御意思はありませんか

が、おやめになる御意思はないかどうか

か。

それから入場税の問題であります

が、営業としてやる映画館あるいは劇場でなしに、青年團とか、婦人会と

あるいは小学校とか、あるいは民

主主義團体とかが、会員を対象として、

今までの團體が當利を目的としない映画

会を開いた場合の問題であります

がたくさんあります。そういうものの

は課税していないのですから、

が、そう確認してよございますか。

○谷口委員 ちょっと御答弁が抜けて

おります。従つてこれを撤回立案しております。従つてこれを撤回する意思はございません。

○荻田政府委員 第一点の地租、家屋税の引上げは関ります物價体系との問題であります。これは先ほど來御説明しておりますように、この程度のことは解決をつけるという前提のもとに

立案しております。従つてこれを撤回立案しております。従つてこれを撤回する意思はございません。

○谷口委員 第三番目に、住民税の課税対象を拡張した点であります。これは今お述べました点であります。これは今までの

課税対象になつておるものであります。それは課税対象になつておるものと認めて免稅しておるだろう

と思います。今後も新しい法律上は、

新しく課税対象に入るものであります。でも、そのようなものは免稅になるの

あるものと認めて免稅しておるだろう

と思います。今まで三割くらいの増徴になると

いうことが、実績上出でる。従つて

これに対する反対意見も出ておるよう

ころは脱税の完全に防止になる。現行

の税率でも三割くらいの増徴になると

ますが、これは先ほど野村委員もおつ

しやつたように、現在実行しておるよ

うと思います。

それから入場税の問題であります

が、原案通り証紙を絶対実行するという態度をとつてもらいたい

と思うのであります。

それから入場税の問題であります

が、営業としてやる映画館あるいは劇

場でなしに、青年團とか、婦人会と

あるいは小学校とか、あるいは民

主主義團体とかが、会員を対象として、

今までの團體が當利を目的としない映画

会を開いた場合の問題であります

がたくさんあります。そういうものの

は課税していないのですから、

が、そう確認してよございます。

○谷口委員 第二の点であります。

特殊な團體が當利を目的としない映画

は入場料をとつて脱法行為をやつしてお

るものがいるから、これに対する取締りとか、あるいは対象にするのだと

いりますので、その際一括して考慮した

こと、これはわれ／＼といったしまして

おりまして、わが國の新しい演劇運

は、原案通り御贅同を得ることを望んでおりります。

それから第四番目の証紙を使います。

これが逆なお考えではないかと思う。私

どもよくやりますが、入場料をとる

うようなお言葉であります。実はこ

れは逆なお考えではないかと思う。私

どもよくやりますが、入場料をとる

うのようなお言葉であります。実はこ

れは逆なお考えではないかと思う。私

どもよくやりますが、入場料をとる

うのようなお言葉であります。実はこ</

すから、その経費をまかならう意味で、入場料をとつても、これには政府もかけない。現在脱法行爲とおつしやるけれども、当然これは何かやれば経費がかかりますから、この経費をまかならうために、きゅうくつな会員組織とか、寄附とかいう名目でとらないで、入場料で経費をとれるよな方式をこれにはつきり確立して、こういう團体のこいうう催しを保護すべきだと思う。そういう点で、もう少し積極的に、当然必要な経費を入場料としてとつても課税しないというところまで行つてもらいたいと私どもは思うのであります。

それからさつきお答えがなかつた、つまり非常にぜいたくな、高級な賭博場であるところのマージャンとか、ゴルフとか、あるいは競馬とかいうものには、もつとたくさん入場税をとつてもいいのじやないかと私どもは思うのですが、この点はいかがですか。

○荻田 政府委員 第一点であります

が、團体が無料の演劇あるいはその他催し物を行います場合は、この條文にも書いてありますように、入場税をとつて課することができるとあるのであります。して、課さなければいけないと書いてない。従いましてこういふことは、地方團体の自主的な判断にまかしたいと思つております。しかし方針といつしましては、先ほどから申しておりますように、会員からほかの名目で会費としてとつたり、あるいはたとえば店等で、特定の物品を賣る。その場合にこれに相当するようなものを割増しておいて、その人に無料で映画を見せる。こういう場合の脱法行爲を防ぐためにこれを置いておるのであります。

第二のマージャンとか、特に娛樂性の

強いものに対し、課率をさらに引上げるという問題は、先ほどお答えの中にもひつくるめて入れておいたつもりであります。が、この次の機会におきまして、入場税につきまして根本的に見直す場合に考えたい、こう申したのであります。

○谷口委員 御迷惑ですが、もう一つお聞きしておきたいと思います。民主團体の催しものに対して、課税してしまなくても、これは地方團体の自治にまかしたらよいという御答弁であります。これはこの間から荻田さん盛んに

ら、とのことです。この点はとつてはいかぬと、はつきり規定しておく必要はないか。こう私どもは思つて、またそすべきだと思つております。

の方へ發しておるといふことを、はつきり言つておられる。これはちゃんと速記録にあります。さうすると、この通牒を見ますと、これは案になつている。そうすると今あなたのおつしやつたのは、昨日もおつしやつたのですが、この法律が通つたならば、この寄付金抑制についての措置を講ずる、こういうことを言つておられるし、今日は、そういうことになつておつたが、十日ほど前に部課長を寄せて示達したから実質的には一緒だと言う。一体どつちがほんとうですか。私はあまり事を荒立てるとは好まぬけれども、こういう重大な問題に対しても、もう少し責任のある答弁をお願いしないと困ると思うのです。さらに二十四年の三月八日閣議決定による「官房廳に対する寄付金の抑制について」というのを見ますと、これは二回出ておりますが、これが出てからも一向起き目がな

10. The following table gives the number of cases of smallpox reported in each State during the year 1802.

の方へ発しておるということを、はつきり言つておられる。これはちゃんと速記録にあります。そろそると、この通牒を見ますると、これは案になつていません。そうすると今あなたのおりしやつたのは、昨日もおつしやつたのです。が、この法律が通つたならば、この寄付金抑制についての措置を講ずる、こういうことを言つておられるし、今日は、そういうことになつておつたが、十日ほど前に部課長を寄せて示達したから実質的には一緒だと言う。一体どうがほんとうですか。私はあまり事務を荒立てるとは好まぬけれども、こういう重大な問題に対しても、もう少し責任のある答弁をお願いしないと困ると思うのです。さうに二十四年の三月八日閣議決定による「官房廳に対する寄付金の抑制について」というのを見ますと、これは二回出ておりますが、これが出てからも一向書き目がない。どんどん寄付の割当というものが進んでいるのです。これはまだ單に都道府縣の主務官を寄せて一擧示したから、大体趣旨は徹底するだろうといふ。うに、軽くお考えになつておること自体が、昨日も木村國務大臣とあなたとの間に、大きな答弁の食い違いが出て来るような結果を招來すると思うのであります。これだけでもつて足れりとしておいでになりますか、その点を伺いたい。

を庶務課長会議にはつきり示して注意しておるのであります。従いまして庶務課長の公的な会議でありますし、こちらから公文書として出しておるのでありますから、実質においては出したのも同様のことであります。ただ正式の手紙が行つてないという点だけであります。それから根本的にこの寄付金の抑制ということにつきましては、おつしやつたこと、同感でござります。それを行いますにつきましては、もちろん閣議決定通牒等も大事であります。根本は地方財政自体の力を強化しなければならないと考えております。その意味におきまして、今後とも努力いたしたいと思ひます。

